

うるま市議会告示第3号

うるま市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年5月1日

うるま市議会議長 比嘉 直人



うるま市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

うるま市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年うるま市議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
(個人識別符号) 第3条 [略] (1)～(4) [略] (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号 (6)～(17) [略]	(個人識別符号) 第3条 [略] (1)～(4) [略] (5) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号 (6)～(17) [略]
備考 1 現行の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。 2 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この規程は、令和8年6月14日から施行する。